

酒田コミュニケーションポート（仮称）の運営手法に係る意見について 【3/1 現在】

本市では、運営手法（案）を決定するにあたり、様々な検討を行ってきました。

また、検討経過において、様々な場面で市民等からご意見をいただきました。その中で、特に、指定管理者制度の導入に対する懸念意見がありましたので、当該意見の概要と市の考え方を次のとおりお知らせします。

	意見等	市の考え方（対応案）
1	図書館法に基づく専門性の高い施設であることを考慮しないといけない。	設置管理者である教育委員会の方針のもとに、指定管理者が事業等を遂行するものであり、指定管理者の導入によって図書館法上の専門性が低下するものではないと考えます。また、一定の専門性を確保するために、指定管理者に対し、司書資格要件や研修体制の充実を求めていくとともに、教育委員会の責任のもと、毎年事業評価を行いながら、より良い図書館運営を図っていきます。
2	専門性が高いので、トップランナー方式（総務省の交付税算定）に入らなかった施設であるということ認識するべきである。	地方交付税の算定に係るトップランナー方式は、民間委託等の業務改革を実施している地方団体の経費水準を地方交付税の基準財政需要額の算定に反映しようとするものと理解しています。 平成 28 年度に当初対象業務として検討していた図書館（その他に公民館や博物館等）が見送られた理由としては、「～図書館他については、業務性格として、既にトップランナー方式を導入した庁舎管理などの定型的業務とは異なり、教育、調査研究、子育て支援といった政策的な役割を有していること、このため、地方団体から、司書や学芸員などの専門性の高い職員を長期的に育成、確保する観点から、指定管理者制度を導入していないという意見が多いこと、また、実態としても指定管理者制度の導入が進んでいないことなどを踏まえ、トップランナー方式の導入を

		<p>見送ることとした。～」と衆議院総務委員会（平成 29 年 2 月 23 日）で総務大臣が答弁しています。</p> <p>実態として、各自治体の事情により指定管理の導入がまだ十分に進んでいないこと等を踏まえ、交付税算定への反映を見送ったものと考えます。</p> <p>なお、平成 27 年度文部科学省調査結果において、指定管理者導入図書館は、全国で 3,308 館中 516 館（15.6%）となっています（平成 23 年度調査では 3,249 館中 347 館（10.7%））。</p>
3	<p>以下から直営を望む。</p> <p>①私たちの知る権利、学ぶ権利を守り、個人情報の保護についての不安がない。</p> <p>②地域の財産である各種資料を保護・管理し、私たちに開かれている。</p> <p>③子どもたちの学校内外の活動の手助けとなる。</p> <p>④市内外の行政情報を便利に活用することができる。</p> <p>⑤各種講座、企画展示など図書館を通じて心が豊かになる。</p>	<p>①指定管理者が業務で取得する個人情報は、行政機関同様に市個人情報保護条例の適用を受けます。</p> <p>②～⑤図書館法上の図書館として、設置者である市が責任を持って運営するものであり、そこに、直営又は指定管理の手法は関係ないと考えています。なお、他自治体において、指定管理者が学校連携をはじめ様々な企画事業等を実施している事例は多数あります。</p>
4	<p>指定管理が馴染まない理由</p> <p>①利用無料の原則であるため収益が上げられない施設である。</p> <p>②子ども読書計画（5 年計画）などの長期的な計画に基づく事業があり、短期間で実績評価する必要がある指定管理者は馴染まない。</p>	<p>①指定管理者制度は、住民福祉を増進する目的をもってその利用に供するための施設である公の施設について、民間事業者等が有するノウハウを活用することにより、住民サービスの質の向上を図っていくことで、施設設置の目的を効果的に達成するための制度であり、収益性の有無で判断するものではないと考えます。導入の効果として、コスト削減が図られるものもあれば、コストは変わらなくてもサービスの質の向上が図られるものがあると考えます。</p>

	<p>③指定管理を導入しても、計画、評価等の業務が市に残り職員配置が必要であるため二重管理となり効率的でない。</p>	<p>②各種計画達成に向けた PDCA サイクルは、市と指定管理者と明確な役割分担で、毎年ローリングして行っていくため、その懸念はないと考えます。</p> <p>③直営であろうとなかろうとその業務の担当を配置しなければならず、二重管理には当たらないと考えます。</p>
5	<p>全国的に、指定管理者から直営に戻した図書館がある。</p>	<p>日本図書館協会が実施した 2017 年調査では、これまで指定管理者を導入し、直営に戻した館は、15 館となっています。（一方、2016 年度まで指定管理者を導入した館は、530 館。）</p> <p>直営に戻した理由については、それぞれの地域の事情によるものと考えます。詳細は直接確認しておりませんが、応募が無かったもの、公社の経営課題のもの、市の方針見直し等事情は様々と認識しています。</p>
6	<p>他自治体の A 館では、指定管理者を導入した場合、見積りを徴収したら現状の 2.5 倍から 3 倍近くにかかったという事例がある。</p>	<p>見積りの比較条件（人件費を含む事業費コスト）がどのようになっているか不明なので憶測で申し上げられませんが、それぞれの地域の事情によるものと考えます。</p>